

役員等の報酬等に関する決議

公益財団法人関西エネルギー・リサイクル科学研究振興財団（以下「当財団」という。）理事会は、当財団の役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等に関する当財団定款の規定を確認し、かつ、その内容を公表することを目的として以下のとおり決議する。

- 1 当財団の役員（理事及び監事）の報酬は、定款第40条第1項に定めるとおり、無報酬であることを確認する。
- 2 当財団の評議員の報酬は、定款第21条第1項に定めるとおり、無報酬であることを確認する。
- 3 当財団において、役員（理事及び監事）及び評議員についての報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わないものを指し、費用とは明確に区分されるものとする。

なお、費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

当財団は、本決議をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

上記のとおり決議する。

令和5年12月13日

公益財団法人関西エネルギー・リサイクル科学研究振興財団理事会